

公益財団法人 鈴鹿国際交流協会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人鈴鹿国際交流協会（以下「協会」という。）定款第31条第1項の規定に基づき、公益財団法人鈴鹿国際交流協会の役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び通勤手当)

第2条 協会が報酬を支給する役員は、理事長及び常勤の理事とする。

2 理事長には、月額10000円の報酬を支給する。

3 常勤の理事には、月額209600円の給与と別に規定する賞与を支給する。

4 前項に定める報酬のほか、常勤の理事には、協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準じた通勤手当を支給する。

(報酬の支払方法)

第3条 役員の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 理事長の報酬は、毎年4月を基準として四半期毎に報酬の3か月分を四半期の最終月の21日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合は、職員給与規程の規定に準じた日に支給する。

2 常勤の理事の報酬等は、職員給与規程の規定に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 役員の報酬等は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(賞与)

第6条 常勤の理事の賞与は、職員給与規程に定める管理職員の賞与の支給基準に準じて支給する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成24年7月26日決定）

この規程は、公益財団法人鈴鹿国際交流協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。